

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和7年度佐伯河川国道管内埋蔵文化財発掘調査
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 峰 潔 毅 大分県佐伯市長島町4丁目14番14号
契約締結日	令和 7年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	大分県知事 佐藤樹一郎
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥50,000,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業務件名 令和7年度佐伯河川国道管内埋蔵文化財発掘調査

2. 履行場所 大分県竹田市

3. 契約の相手方 住 所：大分県大分市大手町3丁目1番1号
名 称：大分県知事
電 話：097-536-1111

4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、道路の事業施工前に文化財包蔵地の支障が判明している場合又は工事施工中に埋蔵文化財を発見した場合に、文化財保護法の主旨を尊重し、関係教育委員会と協議を行い、文化財包蔵地の発掘調査を行うものである。

2) 業務の内容

- (1) 発掘作業
- (2) 出土品整理作業

3) 契約に付する理由

本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。

大分県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。

よって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、大分県知事と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

佐伯河川国道事務所 工務課長